

学術大会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(1)に基づく学術大会（以下、大会という。）は、本規程の定めるところによる。
- 2 この法人は、毎年1回、大会会長のもとで大会を行う。
- 3 大会会長及び主催機関は、理事会が推薦し、理事長が総会に諮って決定する。大会会長の任期は、前年大会の終了時からその年の大会終了時までとする。
- 2 大会会長及び主催機関は、原則として前々年度の総会において決定する。
- 4 大会会長は、大会準備委員会を組織し、学術大会委員会規程に定める学術大会委員会と連携し、大会の企画及び運営にあたる。
- 5 大会会長は、大会プログラムを刊行・配布する。
- 6 大会会長は、大会発表論文集を刊行する。
- 7 大会会長の公示に基づいて研究発表を希望する者は、指定する期日までに様式に従って申し込みをしなければならない。
- 8 大会会長は、大会実施概要を会報に報告しなければならない。
- 9 大会の収支決算は、原則として大会終了3箇月後までに、常務理事会に報告しなければならない。
- 10 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成6年9月20日より施行する。
- 2 本規程の改正は、平成12年3月11日より施行する。
- 3 本規程の改正は、平成22年6月20日より施行する。
- 4 本規程は、平成23年4月1日より施行する。
- 5 本規程は、平成23年4月1日施行の大会規程を改正したものである。
- 6 本規程の改正は、平成27年6月21日より施行する。